

國・パタビヤ裁判事件番号第七一号

スマラン御留所、慰安所事件

昭和卅三年三月八日

供述者（元弁護人） 萩原 竹治郎

藤田慶治（少佐）は如何なる訊問にも堂々としかも理路整然と法律家も出来なまいと思われ名答弁をなし敬服した。非常な雄弁家でもあつた。

池田省一（大佐）は気が狂つて精神鑑定され分離裁判された。

一 審理は秘密尊重、即形式は非常に重んずるが判決の結果は初めから決まっていたとの感が深い。戦争裁判だから成程度は已むを得ないとしても判決は余りにも重い。

自分は帰国時當時の和蘭代表部に呼ばれ戦争裁判に対する意見を求められた時も前述の通りに答えた。

二 司法権は戦犯裁判では設立してからす最後の決は行政官が握っているものでどうしても政治的影響が混入すると思ふ。

三 日清、日露の戦争、日独戦争までは国際法遵守をやかましく承認され（之は列強から金を借りる必要があつたためもある）そのため何等事故なく列強の尊敬をかち得たのに、今度の大戦では上から下まで国際法には殆んど無関心、陸軍に於て特に然りであつた。

四 口供書か本人か証言台に立たずに法廷の証人として採択される点は戦争裁判であり又戦犯法規にそれが許され迅速に審理を進める立前から已むを得ぬかも知れぬ。

五 起訴状に出ている位のことには事実であつたと思ふ、拷問にかけられることは戦前の警察、憲兵隊等では日常茶飯事であつた。海軍ではそんなひどいのはなかつたが自分も法曹官として拷問の例は知つている。

六 命令・服役（日本軍隊の）関係については私は元來法律家であるから行き過ぎた命令には下級者と雖も服従の義務はないと考ふる。戦前編習学校等での訓練でもそのことを訓練した。

七 婦女子に対する虐待事件が相当重要視され多く起訴されているのか目立つがこれは全く現通の人々の感情から来たものと思ふ。裁判時一筆無産者は私に、戦争だから奴を縛られたりそれ等に当つたりして死傷することは仕方のないことだと思ふが、何も罪

なき婦女が處められては我慢出来ないと云つていた。
八 婦人は裁判に對する態度は極めて悪く平気で嘘を云うのにも全く
困却した、裁判官も全くあきれかゝっていた。

九 囚人に對し監獄は日本人に對すると全く同様に取扱をやり彼等
の風俗習慣等を全然無視したことがそのまゝ先方には虐待とら
れた点も多い。逃亡した囚人の多かつたのも日本式の規律そのま
まをあまりやかましく強要するためであつた。

私は上海に於て囚人は何も平時内地に於て考ふる様に改心等を
目的にするものではなく只必要期間拘禁して置けば足るのであ
らざるべく自由にさせて置けとの主義でやつていた。そのため逃
亡等の事故も全く不平も出なかつた。

十 弁護人の被告に對する面談等は少しも制限や干渉もなく自由に
出来た普通通の進捗を妨げる行為は制止する規則があるためか、弁
護側からの証人の申請は一切受けなかつた。

十一 松本弁護人は法律家と云うより政治家的の出身だが実によく
気がつき親切で全申の協力をしてくれた。

十二 事実と特に違つた處で弁護したる事件の記憶はない。又兇罪
者の記憶もない。寧ろ實際にはやつてゐるのに無罪にまつた者は
ゐる。

戦犯の事實は起訴された五倍も十倍もあつたと思う。

モデルケース

今村均裁判 廣瀬中将裁判 森田達裁判 ベタビヤ憲兵隊事件等
は適當と思う。

資料に關係した情報

当時の通訳 小山東兄弟(兄は東京銀行勤務(四)一八〇九
母支那人 ジャバ生れ ジャバ大出資)

仲々よくやつてくれた、現地の事情にも詳しい。

通訳

西島 某

東京在住貿易関係(元共産党)秀才、英、独、フランス語自由
海軍大佐前田孝成氏は必らず本人の住所を知
る筈。

本人は前田大佐を助けるべく現地に居残つ
た。

通訳

本村 某

ジャバに居た。元陸軍曹長、外務大臣、
英によく通じてくれた。そのため通訳とな
り二十七頁より十頁台にやせた。徹夜徹夜
でよく頑張った。